(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　セネガル共和国に派遣される駐在員の一世帯につき一台及び職員の一世帯につき一台の自動車

(c)　セネガル共和国に自動車を輸入しない駐在員及び職員に対し、当該駐在員及び職員が自動車を現地購入する場合には、駐在員の一世帯につき一台及び職員の一世帯につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(e)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、その任期中、セネガル共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(f)　駐在員及び職員に対し、身分証明書並びに専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員を送迎するために空港及び海港に出入国手続地点を越えて入るための特別通行証を発給すること。

(g)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(h)　駐在員及び職員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

(2)

(a)　事務所に対し、事務所の活動に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(b)　事務所に対し、事務所の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(c)　事務所に対し、事務所の経費であって国外から送金されるものに対して又はこれに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

3　2に規定する自動車が、その後セネガル共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

4　セネガル共和国政府は、駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に対し、セネガル共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第十条

セネガル共和国政府は、セネガル共和国に滞在する専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族の安全を確保するために必要な措置をとる。

第十一条

両政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

第十二条

1　この協定の規定は、この協定が効力を生じた後、この協定が効力を生ずる前に開始した個別の技術協力計画にも適用され、また、当該計画に関連するセネガル共和国に滞在中の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2　この協定の終了は、両政府間の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、実施中の個別の技術協力計画が完了する日までの間当該計画に影響を与えるものではなく、また、当該計画に関連する任務を遂行するためにセネガル共和国に滞在中の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十三条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年五月一日にダカールで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
松本剛明

セネガル共和国政府のために
マディケ・ニョン

○外務省告示第百八十八号

平成二十三年四月二十二日にワシントンで、宇宙工学実験衛星（ＭＵＳＥＳ－Ｃ）計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の有効期間の延長に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十三年五月二十三日

外務大臣　松本　剛明

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千三年四月二十五日付けの交換公文によって行われた宇宙科学研究所（以下「宇宙研」という。）とアメリカ合衆国航空宇宙局（ＮＡＳＡ）との間の宇宙工学実験衛星計画（以下「計画」という。）に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極（以下「取極」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、並びに延長され、及び改正された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に留意し、また、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文が計画に適用されることを再確認して、取極を二千十一年四月二十五日から十年間延長することを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、取極の下で宇宙研が有する全ての権利及び義務が、宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）によって承継されたことを確認する光栄を有します。

本使は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力が生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年四月二十二日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使に代わる
鈴木秀生

アメリカ合衆国国務長官
ヒラリー・ロダム・クリントン閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年四月二十二日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　藤崎一郎閣下

○財務省　農林水産省　経済産業省告示第六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月財務省農林水産省経済産業省告示第一号）を改正し、平成二十三年五月二十三日から適用する。

平成二十三年五月二十三日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

第四条第二号中「主務大臣が別に定める場合にあっては〇・五パーセント」を「同号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）に係るものである場合は、第四号又は第五号の規定を適